

平成30年5月9日

## 法科大学院における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

### 1. 相談体制（流れ図①②③）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室に相談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」を作成し、学生支援課に提出する。

### 2. 法科大学院における合理的配慮の協議（流れ図④⑤⑥）

学生支援課から様式1を受理した貝塚地区教務課は（④）、法科大学院運営委員会に配慮内容の検討を依頼する。法科大学院運営委員会より検討結果の報告を受けた法科大学院長は配慮内容を決定する。（⑤）

- ・要望した学生が他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府の課程による授業科目を履修している場合は、当該部局学生係若しくは学務企画課教務係と情報共有に努める。（⑥）
- ・要望した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学府学生係と情報共有に努める。（⑥）

### 3. 配慮内容の通知（流れ図⑦⑧⑨）

貝塚地区教務課は、法科大学院長名義で「合理的配慮依頼文」を作成し、担当教員へ送付の上、配慮を依頼するとともに、「合理的配慮依頼文」の写しを学生支援課に送付する。（⑦⑧）

また、貝塚地区教務課は、法科大学院長名義で「合理的配慮通知文」を作成し、学生へ送付する。（⑨）

### 4. 配慮の実施（流れ図⑩⑪⑫）

担当教員は、配慮の具体的内容について、学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。（⑩⑫）

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、貝塚地区教務課または法科大学院事務室と協議する。（⑪）

### 5. 法科大学院のみで対応が困難な事案の報告相談（⑬⑭⑮⑯）

部局のみでの対応が困難な事案については、法科大学院長は、障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。（⑬）

障害者支援推進担当理事は、学生支援課に調整の指示を行い（⑭）、障害者支援推進専門委員会に附議し、対応について検討した後、決定した配慮内容等を法科大学院長に通知する。（⑮⑯）

### 6. 不服申立

学生は、法科大学院長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、障害者支援推進担当理事（学生支援課）あてに申し立てることができる。

### 7. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又はその他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室に、適宜、相談するものとする。

# ＜障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞

